

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問1(対政府参考人). フリーランス法が先の臨時国会で提出に至らなかった理由如何。

1. 昨年の臨時国会においては、与党での法案審査で、本法案の性格や本法案において保護の対象とするフリーランスの考え方について議論があり、さらに検討を継続すべく法案の提出を見送ることとした。
2. その後、政府において与党とも議論しながら、検討を進め、
 - ・ 本法案は、従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受ける受注事業者と、従業員を使用して「組織」として事業を行う発注事業者との間の取引について、交渉力などに格差が生じることを踏まえ、下請代金支払遅延等防止法と同様の規制を行い、その最低限の取引環境を整備することや、
 - ・ フリーランスは、一般に特定の組織に属さず個人で業務を行う者を言うが、今回の法案において保護対象となるフリーランスについては、このうち、発注事業者から業務委託を受けるフリーランスであることが明確になるよう、「特定受託事業者」とすること

といった点について、与党の了承を得て、国会に提出したところ。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 令和4年12月13日後藤大臣 閣議後記者会見要旨
(抜粋)

(問) フリーランスの新法について、今国会の提出がされないということになりましたけども、この提出されないことについての受け止めと、提出されない理由について教えてください。

(答) フリーランス保護に関する法案については、さらに検討を継続したいことから、今国会への提出を見送ることにいたしました。働き方の多様化が進む中で、個人がフリーランスとして安定的に働ける環境を作ることは重要だと考えておりまして、取引関係の適正化・環境整備が必要だという考えについては、全く変わりはありません。

法案については、引き続き党でご議論いただきながら、党で了承を得た上で、閣議決定し、国会に提出したいと考えています。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問2(対政府参考人). 従業員を使用していない場合、発注事業者は特定業務委託事業者に該当しないことから、不当な代金減額、買いたたき等が行われたとしても、本法案が適用されない。どのような救済措置が考えられるか。また、本法案では、なぜ不当な代金減額、買いたたき等の行為主体を「業務委託事業者」ではなく「特定業務委託事業者」としているのか。

1. 本法案は、

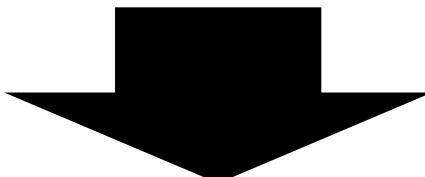
- ・ 従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受ける受注事業者と、
- ・ 従業員を使用して「組織」として事業を行う発注事業者との間において、

交渉力などに格差が生じることを踏まえて、取引の適正化等を図るものである。

2. 個人である発注事業者と特定受託事業者との取引は、両者の間で、「組織」対「個人」の取引と同視し得るような、構造的に取引上の立場の優劣があるとまではいえない。

また、事業者間における契約自由の原則の観点から、事業者取引に対する規制、すなわち行政の介入は最小限にとどめるべきである。

よって、本法案の規制対象を当該取引にまで拡大することは、本法案の立法趣旨に照らすと困難と考える。



3. なお、本法案において、書面等の交付による取引条件の明示義務については、トラブルを予防し、特定受託事業者に係る取引を適正化する点において、発注事業者が個人であるか組織であるかで違いはなく、発注事業者の利益にも適うことから、個人である発注事業者と特定受託事業者との取引であっても規律の対象としている。

4. こうした取引条件の明示の義務付け等を通じて、個人である発注事業者と特定受託事業者との取引も含めた取引全般の適正化の機運醸成を図るとともに、その状況を見定めてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問3(対政府参考人). 特定業務委託事業者、特定受託事業者、双方に対する十分な周知が必要であると考えられる。特に、特定受託事業者のうち、特定の組織に所属していない者に対する周知はどのように行うのか。

1. 本法案は、いわゆるフリーランスの方々に業務委託を行う発注事業者に対して、書面交付の義務を課すこと等により、フリーランスに係る取引の適正化等を図るもの。

これらの義務を実効的なものとし、フリーランスの方々を適正に保護するためには、施行までの間に、この法律の趣旨、内容について十分な周知が必要。

2. 周知については、議員御指摘のとおり、特定の組織に所属していない個々のフリーランスに対する取組みも非常に重要であると考えている。

3. このため、周知に当たっては、特定の組織に所属していない個々のフリーランスにも本法案の趣旨や内容を御理解いただけるよう、動画配信による周知や、フリーランスを対象とした説明会、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの掲載など、様々な方法で、しっかりと周知活動を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問4(対政府参考人). アンケート調査結果によれば、納得できない依頼者の行為の内容の1位～3位はそれぞれ「依頼者の都合により、当該取引の発注数量が減った又は発注がなくなった」、「低い報酬を不当に定められた」、「報酬の支払いが遅れた、期日に支払われなかつた」であったが、発注事業者とフリーランスの力関係を考えれば、遵守事項に違反したとしてもフリーランスから申告するのはためらうことが予想される。法案の履行確保の実効性をもたらせるために何をするのか。発注事業者が法案に従わない場合にどのようなペナルティが課されることとなるのか。

【注】



1. 本法案では、フリーランスにとって申告しやすい環境を整えるために、特定受託事業者が公正取引委員会等に申告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止するといった規定を設けている。
2. また、本法案では、業務委託事業者に対して給付の内容等を明示するといった義務を課しているところ、業務委託事業者等がこれらの義務に違反した場合には、公正取引委員会等は必要に応じて立入検査等を行うとともに、助言・指導、勧告、正当な理由なく勧告に従わない場合は命令及び公表を行うことができることとしている。



3. さらに、本法案では、業務委託事業者等による命令違反及び検査拒否等に対しては、50万円以下の罰金に処するとの罰則規定が置かれている。

4. これらの規定をしっかりと運用することにより、本法案の実効性を確保してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 本法案における各規制の対象・履行確保手段

章 条	項目	義務の種類	所管	業務委託 (期間)	委託者	履行確保手段
2 3	書面交付	作為義務	公取(中企)	単発+継続	組織、個人	指導・助言／勧告→命令・公表
2 4	報酬支払	作為義務	公取(中企)	単発+継続	組織	指導・助言／勧告→命令・公表
2 5	遵守事項	不作為義務	公取(中企)	継続 (3~6ヶ月以上)	組織	指導・助言／勧告→命令・公表
2 6 <small>報復禁止 (2章関係)</small>	不作為義務	公取(中企)	—	組織	指導・助言／勧告→命令・公表	
3 12	募集	不作為義務	厚労	単発+継続	組織	指導・助言／勧告→命令・公表
3 13	育児介護	配慮義務	厚労	継続 (1年以上)	組織	指導・助言 <small>指導・助言</small>
3 14	ハラスメント	体制整備義務	厚労	単発+継続	組織	指導・助言／勧告→公表
3 16	解除予告	作為義務	厚労	継続 (1年以上)	組織	指導・助言／勧告→命令・公表
3 17 <small>報復禁止 (3章関係)</small>	不作為義務	厚労	—	組織	指導・助言／勧告→命令・公表	

(対後藤大臣)

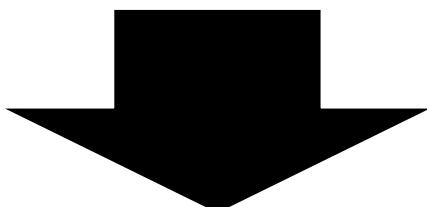
4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問5(対大臣). フリーランスという働き方について、政府は後押しをするのか、中立の立場なのか、消極的なのか。

- 1 政府としては、個人が多様な働き方の中から、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要であり、フリーランスという働き方は、選択肢の一つであると考えている。
- 2 現に、「自分の仕事のスタイルで働きたい」、「働く時間や場所を自由にしたい」といった理由から、フリーランスとして働くことを積極的に選択する個人が多数いるものと承知している。
- 3 一方で、事業者間取引(BtoB)において、業務委託を受けるフリーランスの方々が、不当な不利益を受けるといった取引上のトラブルが生じている実態があることから、フリーランスの方々が安定的に働くことができる環境を整備することは重要である。

トラブルの例：

- ・発注後において発注者の都合により、一方的に取引の発注数量が減らされた又は発注が取り消されたこと
- ・発注者からの報酬が支払期日までに支払われなかったこと



4 このため、今回の法律案では、

- ① 取引の適正化を図るため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、給付の内容の明示等を義務付けるとともに、
- ② 就業環境の整備を図るため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、育児介護等に対する配慮、ハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けること

等を盛り込んだところである。

5 本法律案により、フリーランスの方々が、不当な不利益を受けることなく、安定的に働くことができる環境を整えてまいりたい。

6 なお、フリーランスとして働くことを希望しない方にまでフリーランスという働き方を拡大していくことを意図するものではない。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第2章 新しい働き方の定着

2. フリーランスの環境整備

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施した。その上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

こうした状況も踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う。

(参考2) 衆・予算委員会（令和2年2月4日）国会会議録（抄）

○笠井委員 いろいろな働き方があると言われましたけれども、この間、正規から非正規雇用への置きかえが進んだのに加えて、今度は雇用によらない働き方がふえて、大きくさま変わりしているという状況であります。

こうした働き方について、じゃ、今政府がどのように見ているかということでいいますと、総理が議長を務める未来投資会議が昨年十二月十九日にまとめた中間報告で、そうした働き方について、組織の中に閉じ込められ固定されている人を解放するもの、そういう見出しあって、むしろ推奨をしている。それは間違ひありませんね。

○西村国務大臣 未来投資会議を担当しております私の方からお答え申し上げます。

まさに委員御指摘のとおり、第四次産業革命が進む中で、インターネットを使ってさまざまな働き方が増加をしてきております。御指摘のように、短期、単発の仕事を請け負って個人で働く新しい就業形態、ふえているわけであります。時間があるときに兼業、副業でやる方もおられれば、あるいは、高齢者の新たな就業形態の一つとしても期待されているところでございます。

御指摘の未来投資会議におきまして、昨年十二月に、新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告において、多様な働き方の一つとして、希望する個人が、希望する個人が個人事業主、フリーランスを選択できる環境を整える必要があるという指摘をしているところであります。

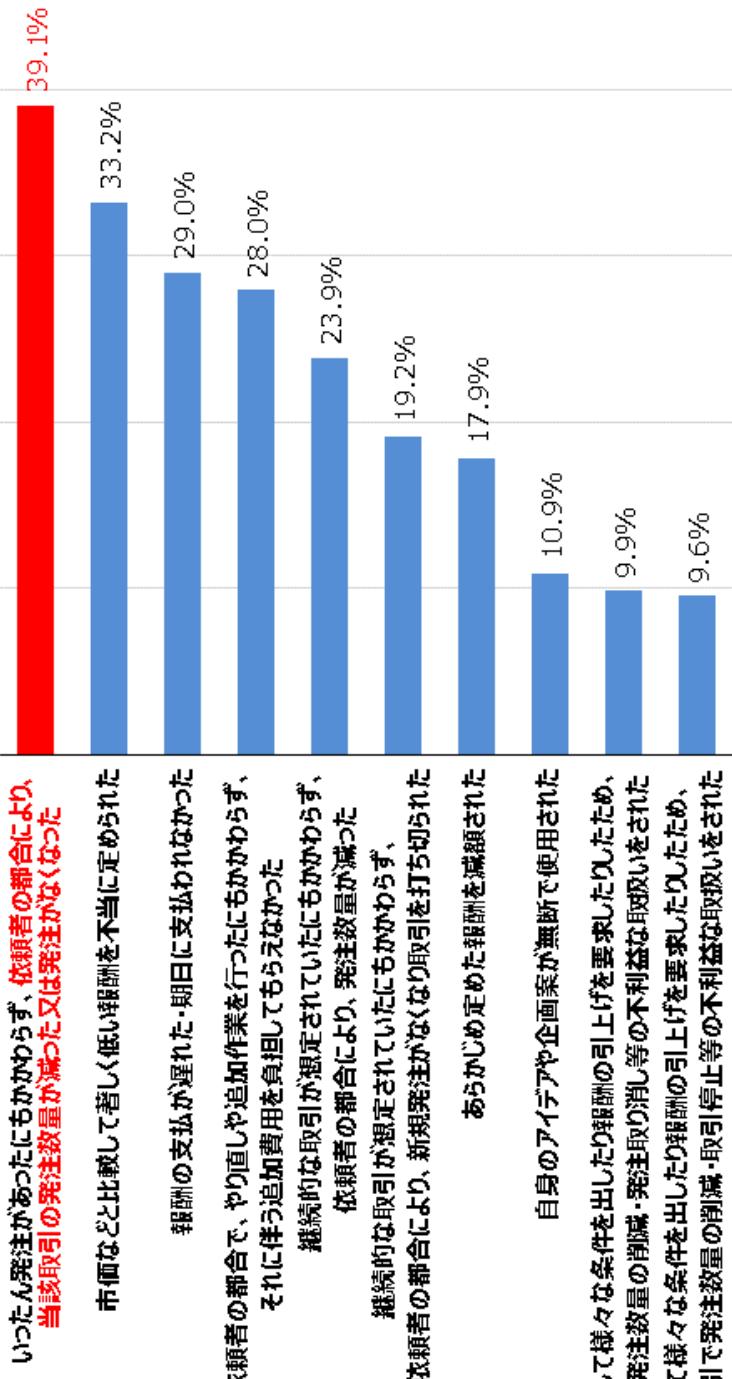
（後略）

(参考3) ブラッシュアップ

納得できない依頼者の行為の内容

○納得できない依頼者の行為の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



（注）ブリーフィングは「実店舗ではなく、雇人もしない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」（複数回答）という設問への回答について、依頼者の納得できない行為を経験したことがある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

（出所）ブリーフィングを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

(参考4)「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月 内閣官房)①

内閣官房が実施したフリーランス実態調査によれば、フリーランスという働き方を選択した理由について、

- ・「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が6割
- ・「働く時間や場所を自由とするため」と回答した者も4割となっている。

また、フリーランスという働き方の満足度については、

- ・「仕事上の人間関係」、
- ・「就業環境（働く時間や場所など）」、
- ・「プライベートとの両立」

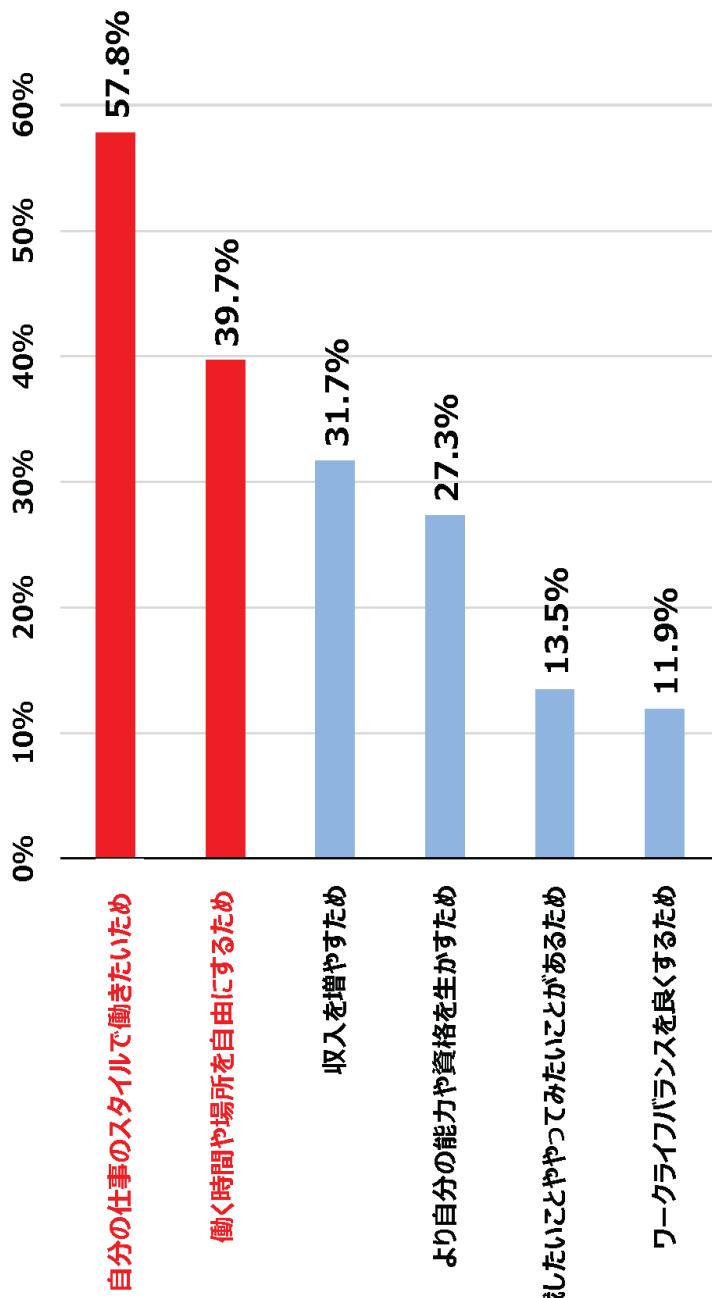
などの項目で、7割以上が満足と回答しており、

8割の者が「今後もフリーランスとして働き続けたい」としている。

フリーランスという働き方を選択した理由

就業状況

- フリーランスという働き方を選択した理由として「**自分の仕事のスタイルで働きたいため**」と回答した者が6割。
- また、「**働く時間や場所を自由とするため**」と回答した者も4割。



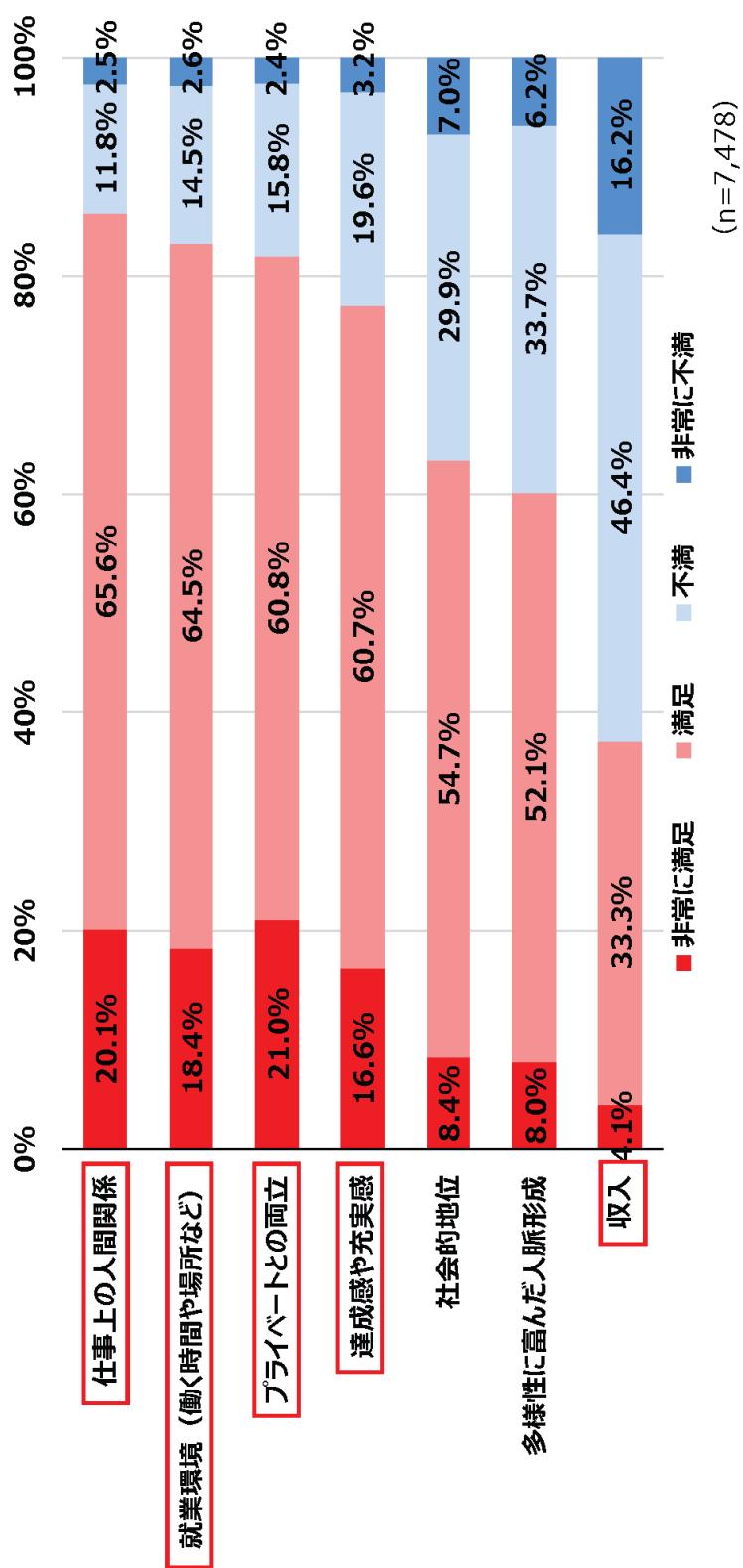
(n=7,478)

(注)「フリーランスとしての働き方を選択した理由について、当てはまるものをお選びください。」(複数回答可) という設問への回答のうち上位6項目を集計。

就業状況

フリーランスという働き方の満足度

- 7割以上のフリーランスが、「仕事上の人間関係」、「就業環境（働く時間や場所など）」、「プライベートとの両立」、「達成感や充足感」に満足。
- 一方、収入について満足しているフリーランスは4割。

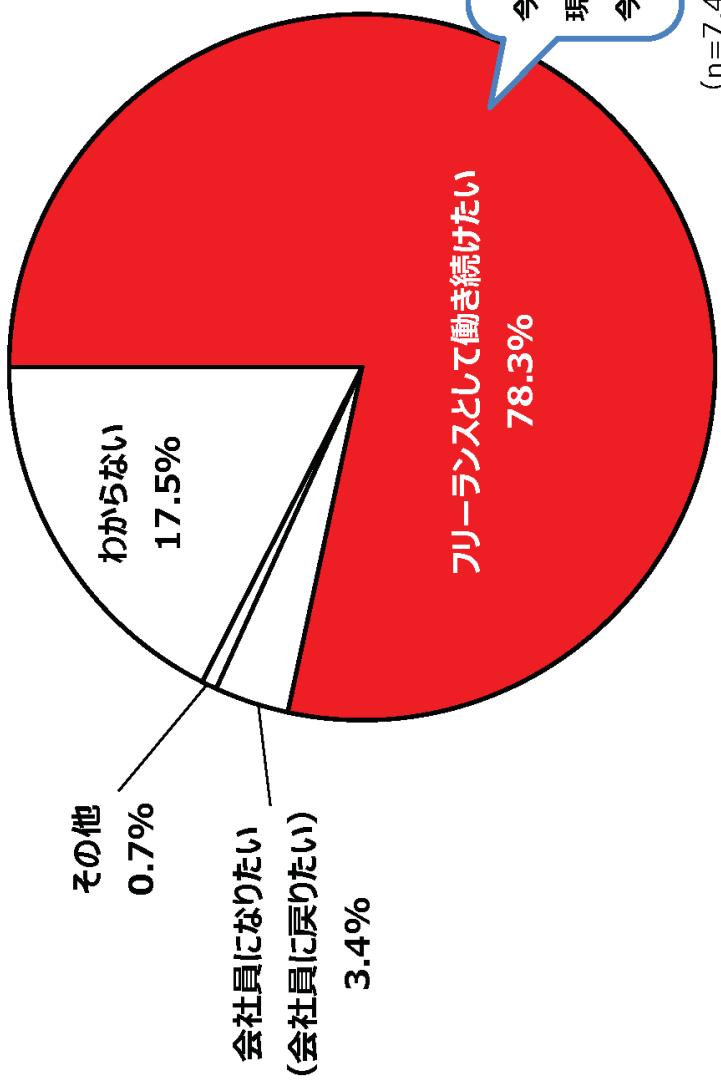


(注)「フリーランスとしての働き方の満足度はどの程度ですか。」(単一回答) という設問への回答を集計。

就業状況

フリーランスという働き方の迷続意思

- 今後もフリーランスとして働き続けたいと回答した者が、8割。
- そのうち、フリーランスとしての事業規模の維持・拡大を予定する者は9割。



(注) 「今後もフリーランスとして働きたいですか。」(単一回答) という設問への回答を集計。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問6(対政府参考人). 特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面または電磁的方法により明示すべきとある。例えば、フードデリバリーの場合は、飲食店=委託事業者、配達人=受託事業者となる場合には、どのような明示の仕方を想定しているのか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

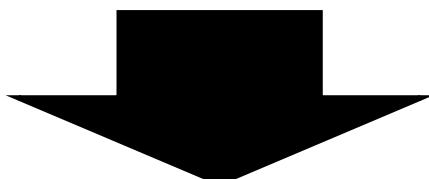
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案において取引条件の明示を義務づける趣旨は、
 - ・ 業務委託当初から取引条件を明確にさせて後々のトラブルを未然に防止すること
 - ・ 取引上のトラブルが生じた場合には取引条件に係る証拠として活用し得ることにあり、これにより特定受託事業者が安心して取引できる環境の整備が期待できる。

2. 明示すべき事項について、現時点においては、第3条第1項に明記されている給付の内容、報酬の額、支払期日のほか、「受託・委託者の名称」、「業務委託をした日」、「給付の提供場所」、「給付の期日」等を想定しているところである。



3. 例えば、飲食店が飲食物の配達を配達人に業務委託した場合には、当事者の名称、料理を受け取る場所、料理の配達先、配達する日時、報酬の額などを明示することとなる。

なお、飲食店が仲介事業者を介して、配達人にこれらの事項を明示することも認められる。

4. なお、明示すべき事項の具体的な内容については、本法案が成立した場合には、施行までの間に、関係者の意見をよく聞きながら定めることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問7（対政府参考人）フードデリバリー・プラットフォーム事業者の方からは、コロナ明けの今でも利益が出ており、利用者規模は変わっていないと聞いている。こうした状況を踏まえれば、フードデリバリー・プラットフォーム事業は、業態として定着したというべきであり、今後、その業の在り方を整理する必要があるのではないか。

(注) [REDACTED]

1. お尋ねの、いわゆるフードデリバリー・プラットフォーム事業者については、近年、その市場規模が拡大しているものと承知している。

(注) 株式会社ICT総研の推計によれば、ネット注文によるフードデリバリーサービス市場は、

- ・2018年に3,631億円だったが、2019年には4,172億円へと市場規模が拡大。
- ・さらに新型コロナウィルスの感染拡大で外食自粛が目立ち始めた2020年は4,960億円へと市場規模を大きく伸ばしている。
- ・2021年もコロナ禍での利用拡大が続くため5,678億円に成長、2022年に6,303億円、2023年に6,821億円に拡大すると予測した。



2. フードデリバリー・プラットフォーム事業者については、事業者によって飲食店や配達人との契約関係が異なっているものと承知している。本法案においては、

- 自らがフリーランスへの発注事業者となる場合（再委託型）には、その事業者とフリーランスの間に「業務委託」があることから、本法案の規制対象である「特定業務委託事業者」に該当する。
- また、単に、発注事業者とフリーランスとの間の業務委託契約をあっせんしている場合には、契約形態上は「業務委託契約」に該当しないが、
- 契約形態だけでなく取引実態も踏まえて総合的に判断した結果、実質的にその事業者が「業務委託」を行っていると評価できる場合には、本法案における規制対象である「特定業務委託事業者」に該当することとなる。

(注) 実質的に「業務委託」に該当するかは、①委託内容への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行時の責任主体等を総合的に考慮した上で、業務委託主体としての実質を備えているかを判断することとなる。

3. なお、(取引実態を踏まえても、) フードデリバリー・プラットフォーム事業者が「特定業務委託事業者」に該当しない場合であっても、その事業者を利用して業務委託を行う発注事業者とフリーランスとの間の取引は本法案の規律の対象であり、当該取引に問題がある場合には、フードデリバリー・プラットフォーム事業者に対する調査の実施を含め、適切に対応を行っていくこととなる。

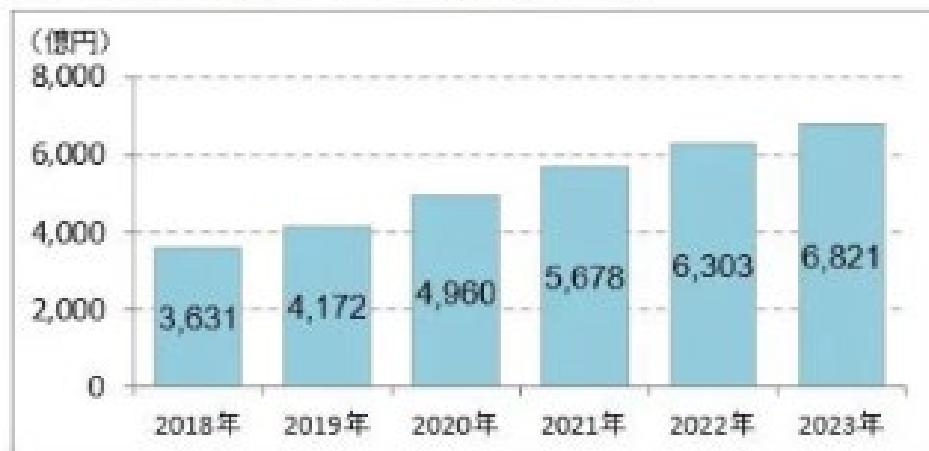
更問 1. 今回の法案による規制に限らず、フードデリバリー・プラットフォームサービスという業の在り方について検討していくべきではないか。

1. フードデリバリー・プラットフォーム事業者に係る政策対応の必要性については、食品産業を所管する農林水産省や運送事業を所管する国土交通省など関係する省庁に問題意識を伝え、適切に対応してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フードデリバリーサービス市場 需要予測
(株式会社ICT総研)

表1. フードデリバリーサービス市場 需要予測

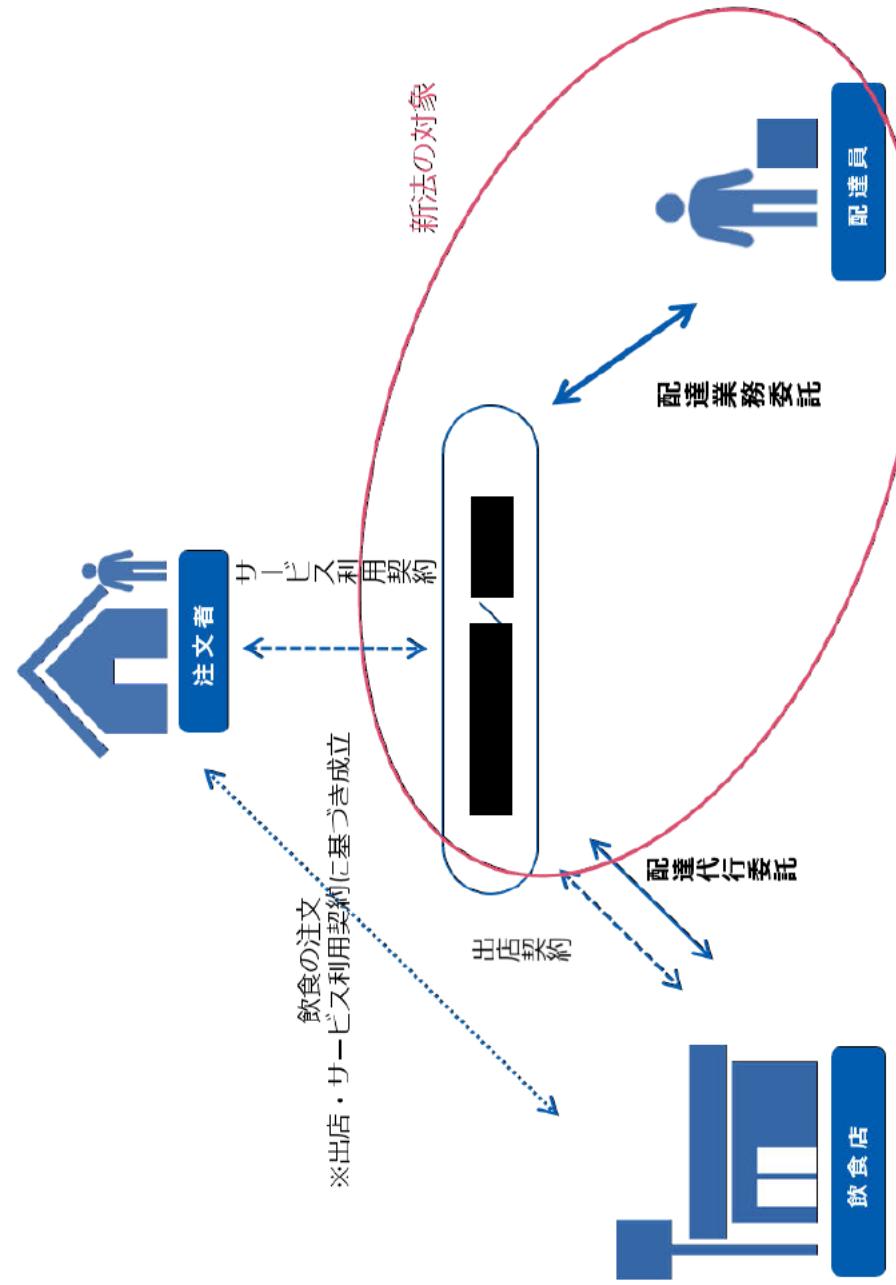


*フードデリバリーサービスは、スマホアプリ等で注文できる飲食物の宅配サービスを指す。

*年間(1月～12月までの12カ月間)のフードデリバリーサービス利用金額。

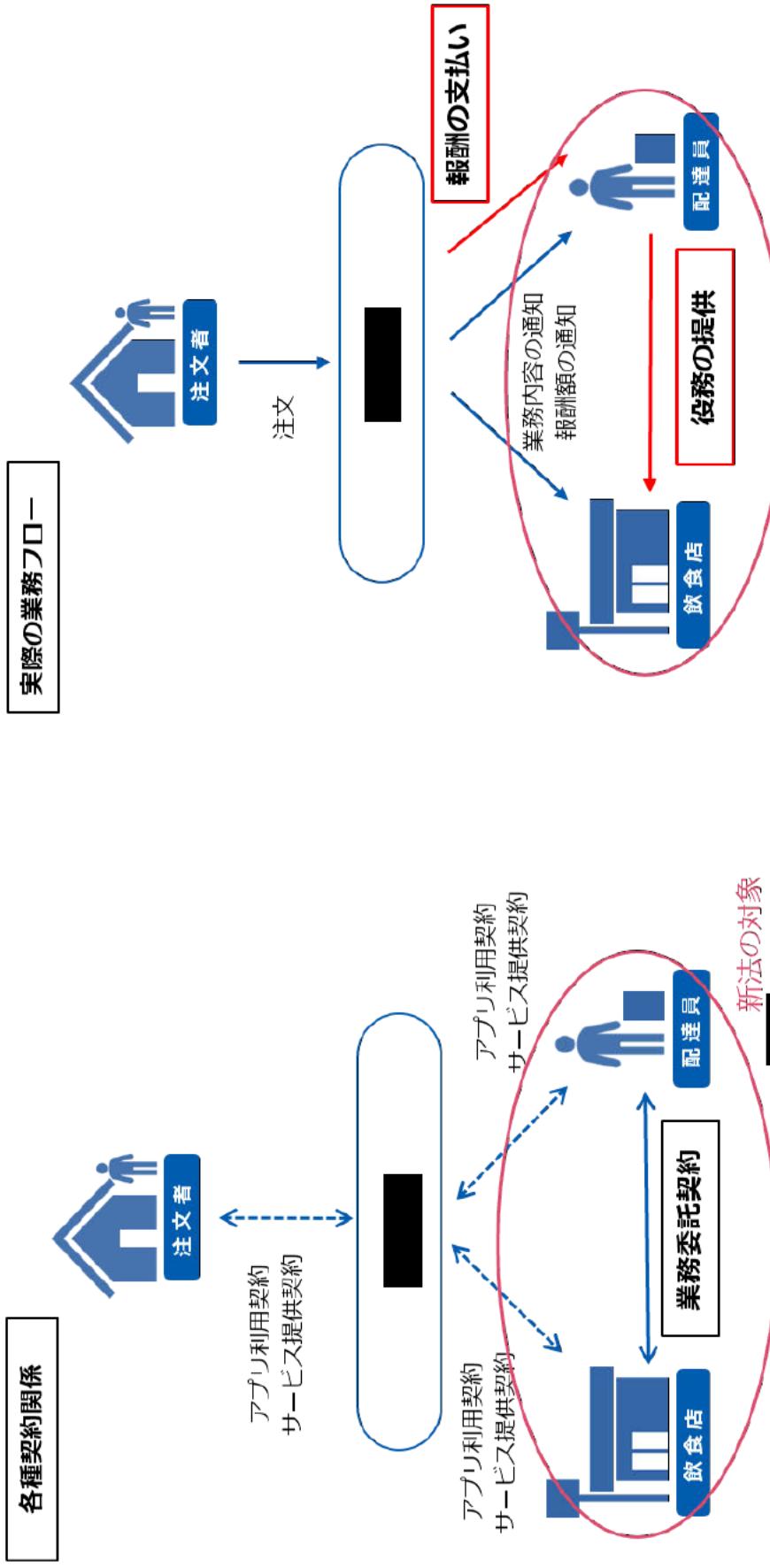
*ICT総研による市場規模推計。

仲介事業者に係る取引類型について（1）再委託型フードデリバリーの例



- 配達員（特定受託事業者）との関係で、直接の発注者に該当するのは、[REDACTED] / [REDACTED] / [REDACTED]（(1) 再委託型に相当）
 - そのため、[REDACTED] / [REDACTED] / [REDACTED]と配達員とは、発注者が「特定受託事業者」に委託する場合として、本法案の規制対象となる。
- * [REDACTED] と配達員の関係について、配達業務委託ではなくアルバイト（雇用）のケースもあり、その場合は本法案の対象外。
- * 飲食の発注契約に関しては、[REDACTED] / [REDACTED] / [REDACTED]は、注文者と飲食店との仲立となる（契約当事者とならない）

仲介事業者に係る取引類型について（2）あつせん型フードデリバリーの例



※ただし、■と配達員との間で、実態として「業務委託」に当たれば、新法の適用を受けることもあります。

- は令和4年8月にビジネスモデルを（2）あつせん型から（1）再委託型に変更している。
- ・変更前（あつせん型）は、フリーランス（配達員）との関係で、直接の発注者に該当するのは、飲食店であるが、配達員の業務内容・報酬額は、■が提供するプラットフォーム上で規定されていた。
- ・現在は、■や■がフードデリバリーサービスとして（2）あつせん型を採用している。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問8（対政府参考人） 本法案第3章「特定受託業務従事者の就業環境整備」には、出産や介護に関する配慮やハラスメント等に講ずべき措置の記載がある。しかし、安全衛生の確保に関する記載がない。就業環境の整備に加えるべきではないか。

1. 本法案においては、特定受託事業者に係る就業環境の整備を図るため、

- ・ 育児介護等と業務の両立への配慮義務
- ・ ハラスメント対策に係る体制整備義務

などの措置が盛り込まれている。これらは、特定業務委託事業者と特定受託事業者との取引上の力関係から生じる就業上の課題であり、個々の取引関係の中で改善・解決を図っていくべき事項であるとして、本法案において規律を設けたものである。

2. 他方で、安全衛生の確保は、取引当事者の関係だけでなく、

- ① 実際の就業場所における物理的な危険有害要因にも大きく影響を受けるものであること、
- ② 重層請負構造においては、その下で働く多様な関係者全体を統括し得る上位の注文者による対応が必要となる場合もあること

等から、個々の取引当事者間における対応のみでは必ずしも災害を効果的に防止できない（※1）ため、本法案には盛り込まなかつたものである。

（※1）例えば就業場所である建物の所有者・管理者や、重層請負における上位の注文者など、特定受託事業者と直接契約関係にならない者に措置を求める必要があることも考えられ、個々の取引関係に対応を求めることが適切でない場合も想定される。

3. 他方、フリーランスが安全に、健康を確保しつつ働く環境の整備は大変重要であり、現在、厚生労働省において「個人事業者等に対する安全衛生対策の方に関する検討会」を開催し、幅広くご議論いただいているところであり、その議論を踏まえて必要な対応を検討していきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

参考資料 1

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るために、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること。
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること。
- (6) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、別紙の参考者により構成する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、別紙の参考者以外の者を参考することができる。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、関係者からヒアリングを行うことができる。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部において行う。

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

<検討の論点>

- ・検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

<検討の論点>

- ・労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

<検討の論点>

- ・検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

検討を進めるに当たつての論点の整理

今後の議論の進め方としては、以下のとおりでよいか。

- ① 「1 危険有害作業による個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）」及び「3 危険有害作業以外の個人事業者等による対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）」については、先ずは個人災害データ等の収集、業界団体等からのヒアリングを行い、具体的な問題点、現に行われている作業における危険性等を把握した上で、具体的な対策について議論を深めていく。（なお、その議論の結果に応じて、②に係る検討対象となつた条項について、さらに検討することとは排除しない。）

【ヒアリング候補】

- ・ITフリーランス支援機構
 - ・建設業関係（調整中）
 - ・全国赤帽自動車運送協同組合連合会（調整中）
 - ・製造業関係（化学メーカー等、調整中）
 - ・日本芸能従事者協会（調整中）
 - ・林業関係（調整中）
 - ・イラスト制作関係（調整中）
- 第2回
- 第3回又は第4回
- ② 「2 危険有害作業による個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）」については、安衛法22条の改正方針を踏まえながら、①の検討と並行して、具体的な検討を進めていく。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 稲富 修二 君

問9（対政府参考人）建設業に従事している一人親方については、労災の特別加入費用を含め発注者が必要経費を契約の金額に入れている場合もある。フリーランス全般の取引にも拡大していくべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 公共事業においては、発注者が、技能労働者の法定外の労災保険の保険料等も反映した積算を行っているものと承知している。
2. 報酬額の交渉時に、特定業務委託事業者が、特定受託事業者であるフリーランスから、必要とされる経費を勘案した上で報酬額を定めるよう求められたにもかかわらず、十分な協議をすることなく、特定受託事業者が提供する物品や役務と同種又は類似のものに係る対価に比べて著しく低い額の報酬を一方的に定めたような場合には、第5条第1項第4号の不当な買いたたきに該当する可能性がある。
3. 御指摘のような経費を報酬額に含めないこと自体が第5条の規定に違反するわけではないが、報酬額の決定に当たっては、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で十分な協議が行われることが重要であると考えている。



答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博巳

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。